



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成26年3月19日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）柿生共同住宅計画に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> 横浜市神奈川区鶴屋町三丁目32番1号 株式会社ニッパツサービス 取締役社長 八代 隆二 長野県駒ヶ根市北町22番1号 株式会社ヤマウラ 代表取締役社長 山浦 速夫
	指定開発行為の名称	（仮称）柿生共同住宅計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区上麻生七丁目245ほか
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約8,740㎡ 建築面積：約3,442㎡ 延べ面積：約18,705㎡ 地下2階、地上5階（地上9層）、建築高さ：14.95m 鉄筋コンクリート造、計画戸数137戸
指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年10月 完了予定：平成28年5月	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年3月19日（水）から 平成26年5月2日（金）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所は、第2、第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、町田市三輪コミュニティセンターは、土曜日、日曜日、祝日及び第3水曜日を除きます。 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 町田市：町田市役所（午前9時30分から午後4時30分まで） 三輪コミュニティセンター（午前9時から午後4時30分まで） 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：三輪コミュニティセンター及び町田市役所（総務部市政情報課、環境資源部環境保全課）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報等を伏せてその写しを指定開発行為者に送付しません。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年5月2日（金） （郵送の場合は、平成26年5月2日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156